

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

宮本務第1528号
平成18年8月10日
宮城県警察本部長

宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の一部改正について（通達）

宮城県犯罪被害者支援室の運営に関しては、「宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱の制定について（通達）」（平成17年12月26日付け宮本務第1149号）により運用してきたところであるが、この度、派遣要請の様式を整備したことに伴い、別添のとおり「宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱」を一部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 改正の趣旨

宮城県警察犯罪被害者支援室員（以下「室員」という。）の派遣要請については、別記様式により行うこととした。

2 運用上の留意事項

宮城県警察心理カウンセラー（以下「カウンセラー」という。）に対する派遣要請については、これまでどおり「宮城県警察心理カウンセラー運用要綱の制定について（通達）」（平成15年6月27日付け宮本務第516号）に定める心理カウンセラー派遣要請書（以下「カウンセラー派遣要請書」という。）によるものとするが、カウンセラー以外の室員と併せて派遣を要請する場合は、本通達別記様式を用いることにより、カウンセラー派遣要請書の作成を省略することができるものとする。

別添

宮城県警察犯罪被害者支援室運営要綱

(目的)

第1 この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）及び宮城県警察組織規程（昭和38年宮城県警察本部訓令第2号）により、警務部警務課に附置されている宮城県警察犯罪被害者支援室（以下「犯罪被害者支援室」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2 犯罪被害者支援室の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被害者対策の企画、調整に関すること。
- (2) 被害者等への直接支援に関すること。
- (3) 被害者対策の指導、教養に関すること。
- (4) 被害者支援に係る関係機関、団体等との連携、調整に関すること。
- (5) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (6) 犯罪被害者等基本計画に関すること。
- (7) 犯罪被害者等救済基金に関すること。
- (8) その他警務部長が特に命ずること。

(犯罪被害者支援室長の任務)

第3 犯罪被害者支援室長は、室員を指揮監督するとともに、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）の命を受け、犯罪被害者対策に関する事務を掌理し、警務課長を補佐する。ただし、警務部長から特に命ぜられた場合は、その事務を掌理し、警務部長を補佐する。

(支援の要請等)

第4 犯罪被害者支援室員の支援要請については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 所属長（警察本部の部に置かれた課等の長及び警察署長をいう。以下同じ。）は、犯罪被害者等に対する支援の必要があると認めるときは、犯罪被害者支援室員（以下「室員」という。心理カウンセラーを含む。）の支援要請をすることができる。

なお、派遣の対象事件については、「宮城県警察指定被害者支援要員制度実施要領の一部改正について（通達）」（平成15年12月25日付け宮本務第934号）の第3「支援要員が対応すべき被害者等」に定める事案とする。

- (2) 室員の支援要請は、宮城県犯罪被害者支援室員派遣要請書（別記様式）により、警務課長を経由して警務部長に対し行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話等により行うことができる。

(3) 支援要請を受理した警務課長は、支援の必要性があると認めるときは、所属長と支援内容を協議の上、室員を派遣するものとする。

(細目的事項)

第5 この要綱に定めるもののほか、犯罪被害者支援室の運営に関して必要な事項は、警務課長が警務部長の承認を得て定めるものとする。

別記様式

年 月 日

警 務 部 長 殿

署(隊)長

宮城県警察犯罪被害者支援室員派遣要請書

事 案 名	
発 生 日 時	
発 生 場 所	
被 害 者 等	被害者との関係【本人、遺族、その他()】 住所 職業 氏名 明・大・昭・平 年 月 日生([男・女] 歳) ほか 名
被 疑 者	本籍 住所 職業 氏名 明・大・昭・平 年 月 日生([男・女] 歳) ほか 名
事 案 の 概 要	
要 請 理 由	
要 請 人 員	名 (心理カウンセラー 要・不要)
備 考	

本派遣要請書の作成により「心理カウンセラー派遣要請書」を省略することができる。